

第九章 対米英蘭戦争を辭せざる決意

一 松岡外相の退場

「情勢の推移に伴う帝國國策要綱」決定後、政府及び大本營は再び日米交渉と取り組んだ。此の間前記米國の六月二十一日附対案は、糊ざらしになつてゐた。四月十八日以来、日米了解案の成立に非常な熱意を傾けていた政府及び大本營が、右要綱決定の爲の討議に於て、この問題に強く觸れることをしなかつたのは不思議であつた。

米國の六月二十一日附対案の、前文を除く全文は次の通りである。

一 國際關係及國家の本質に關する合衆國及日本國の觀念

兩國政府は其の國策は永続的平和の樹立並に兩國民間の相互信頼及協力の新時代の創始を目的とするものなることを確認す

兩國政府は各國家及各民族が正義及衡平に依る万邦協和の理想の下に生存する一字を爲すとは其の傳統的及現在に於ける觀念及確信なることを聲明す即ち平和的手續に依り規律せられ且精神的及物質的福祉の追求を目的とする相衡的利害關係に基き何れも等しく權利を享有し責任を容認す而して右福祉たるや各國家及民族が他の爲に之を毀壞すべからざるが如く自らの爲に之を擁護すべきものとす更に兩國政府は他の民族の抑壓又は搾取を排撃すべき各自の責任を容認す

兩國政府は國家の本質に關する各自の傳統的觀念並に社会的秩序及國家生活の基礎的道義的原則は引續き之を保存すべく且右道義的原則及觀念に反する外来の思想又は「イデオロギー」に依り之を交ぜしめざることを固く決意す

三 歐洲戦争に対する兩國政府の態度

日本政府は三國條約の目的が過去に於ても又現在に於ても防禦的

にして挑発に依らざる歐洲戦争の擴大防止に資與せんとするものなることを闡明す

合衆国政府は其の歐洲戦争に対する態度は現在及今後も防護と自國の安全と之が防衛の考慮に依りてのみ決せらるべきものなることを闡明す

註（一九四一年五月三十一日案の一部を成せる本問題に關する合衆国政府の附屬追加書の代りとして茲に交換公文の試案添付せらる）

三、日支間の和平解決に対する措置

日本国政府は合衆国政府に対し日本国政府が支那国政府との和平解決交渉を提議すべき場合に於ける基礎的一般条件即ち日本国政府の聲明するところに依れば善隣友好、主權及領土の相互尊重に關する近衛原則並に右原則の實際的適用に矛盾せざるものなる条件を通報したるを以て合衆国大統領は支那国政府及日本国政府が

相互に有利にして且受諾し得べき基礎に於て戦斗行爲の終結及平和關係の恢復のため交渉に入る様支那国政府に懇懃すべし

註（オ三項の前記案文は共產運動に対する共同防衛問題（支那領土に於ける日本軍隊の駐屯問題を含む）及日支間の經濟的協力の問題に關する今後の討議に依り變更せらるることあるべし、オ三項の案文修正の提議に關しては如何なる修正提案も本項に關し附屬書に掲げられたる一切の點が満足に起草せられ本項及附屬書が全体として検討し得るに至りたる上にて考究するが最も好都合なりと信ず）

四、兩國間の通商

本了解が兩國政府に依り公式に承認せられたるときは合衆国及日本國は兩國の一方が供給し得て他方が必要とするが如き物資を相互に供給すべきことを保障すべし兩國政府は更に嘗て日米通商航海條約に基き確立せられ居たるが如き正常の通商關係を恢復せしむるに必要なる措置を講ずることと同意す、若し新通商條約が兩國政府に依り希望せらるるときは右は出来得る限り速かに交渉せ

0451

らるべく且通常の手續に従い締結せらるべし

五 太平洋地域に於ける兩國の經濟的活動

太平洋方面に於ける日本國及米國の活動は平和的手段に依り且國際通商關係に於ける無差別待遇の原則に違ひ行はるへしとの茲に爲されたる相互的誓約に基き日本國政府及合衆國政府は兩國が夫々自國經濟の保全及發達のため必要とする天然資源（例へば石油、錫、「ニツケル」）の商業的供給の無差別的均霑を受け得る様相互に協力すべきことを約す

六 太平洋地域に於ける政治的安定に關する兩國の方針

兩國政府は本了解の基調を爲す支配の方針は太平洋地域に於ける平和なること、協力的努力に依り太平洋地域に於ける平和の維持及保全に貢獻するは兩國政府の根本目的なること、並に兩國の何れも前記地域に於て領土的企図を有せざることとを聲明す

明す

セ 比律賓群島の中立化

日本国政府は合衆国政府が希望する時期に於て合衆国政府と比律賓の獨立が完成せらるべき際における比律賓群島の中立化のため
の条約締結を目的とする交渉に入る用意あることを聲明す

四二四

日本国政府の附属追加書

三 日支間の和平解決に対する指圖

本國政府所請基本條件とは左の如し

(一) 支那方面

(二) (有害なる共産運動に対する共同防衛、支那領土内に於ける日本軍の駐屯を含む)

今後更に討議決定すべし

(三) (経済的協力) 國際通商關係に於ける無差別待遇の原則を本号に適用することに付ての交換公文に關する合意に依り決定す

0453

るものとす

(四) 善隣国として協力しつつあり且世界平和に貢献すべき東亞の中心を形成すべき各国民固有の特質に対する相互尊重

(五) 出来得る限り速かに且日支間に締結せらるべき協定に違ひ支那領土より日本の武力を撤退すべきこと

(六) 非併合

(七) 無賠償

(八) 滿洲国に關する友誼的交渉

合衆国政府の附屬追加書

四、兩國間の通商

現下の國際的非常時態の繼續中日本国及合衆国は相互に通常の又は戦前の數量に達する迄物資の輸出を許可すべし尤も何れの国の場合に於ても自国の安全及自衛目的のため必要とする物資に付て

は例外とす右制限は各政府の義務を明瞭ならしむる爲之を掲げたり、右は相手国政府に對する制限を目的とするものに非ず且兩國政府は友好国との關係を支配しつある精神に依り斯かる規則を適用するものとす

尙この米側の對案には、次の如きハル國務長官のオーラルステートメントが附せられていた。

國務長官は日米兩國間に一層良好なる了解を招来し且太平洋地域に於て平和を樹立するため日本大使及其の同僚（複数）に依り爲されたる眞摯なる努力を多とす同長官は又屢次の會議を通じ之等の人々の態度を特徴つけたる率直さを多とす

本政府は日米兩國間に一層良好なる關係及太平洋地域に於ける平和状態の招来を念願することに於て日本大使に劣らず且國務長官は右精神に於て日側提案の有ゆる觀點に付慎重なる研究を爲せり

國務長官は多數日本の指導者が上述せるが如き日本大使及其の同僚

(複數)の見解と所見を同じくせられ且之等崇高なる目的達成のため
の行動を支持せらるるならんことを疑う理由を有せず不幸にして
政府の有力なる地位に在る日本の指導者中には國家社会主義の獨逸
及其の征服政策の支持を要望する進路に対し抜き差しならざる誓約
を興へ居るものあること及之等の人が是認すべき合衆國との了解の
唯一の種類は合衆國が自衛に關する現在の政策を實行することに依
り歐洲の戦斗行爲に捲き込まれるが如き場合には日本が「ヒトラ」
の側面於て戦うことを予見するが如きものなるべしとの確證が長年
に亘り日本に対し眞摯なる好意を表し來れる筋よりの報告を含む世
界中有ゆる筋より益々本政府に達しつつあり

日本國政府の「スポークスマン」に依り何等理由なきにも拘らず爲
されたる三國同盟の下に於ける日本の誓約及意圖を強調せる最近の
公式聲明(複數)の論議は看過し得ざる態度を例證し居れり斯る指
導者達が公の地位に於て斯かる態度を維持し且公然と日本の輿論を

上述の方向に動かさんと努むる限り現在考究中の如き提案の採擇が希望せらるる方向に沿ひ実質的結果を收むるための基礎を提供すべしと期待するは幻滅を感せしむることとなるに非ずや

日本側提案中疑惑の他の原因は支那国政府に提示せらるべき日本國政府の和平解決の条件中に共産運動に抗するための支那との協力措置として内蒙及北支の一定地域に於て日本軍隊の駐屯を認むべき規定を挿入せしめんとする日本國政府の要望に關するものなり

本政府は日本國政府をして斯かる提案を爲すに至らしめたる考査に關し慎重なる考究を払いたると共に斯かる提案の実質に付論議するを欲せざるも、日本大使及其の同僚（複数）に對し幾多の場合に於て説明せるが如く合衆國が堅持する自由主義的諸政策は米國政府をして之等の政策と矛盾するか如く思はるる如何なる進路にも同諱するを許さざるものと思惟す更に又単に當國のみに影響ある事柄に關しては利益試與の決定上若干の裁量の余地ありと雖も茲に審議中の

0457

事項はが三國の主權に影響するものなるを以て本政府は斯かる事項を処理するに当りては最も慎重たらざるを得ずと感ぜらる

故に國務長官は本政府は日本國政府が全体として了解案の目的を構成するが如き平和的進路の追及を希望するものなることに關し現在迄に與へられたるよりも一層明白なる何等かの指示を期待せざるを得ずとの結論に遺憾ながら到達せり、本政府は日本國政府が斯かる態度を表明せられんことを眞に希望するものなり

このステートメントは、暗に松岡外相の退陣を要求してあり、外相が、此の如きは世界國交史上稀有の例であるとして激怒したところのものである。

七月十日及び十二日連絡會議が開かれ、右米國の對案を討議した。

十日の連絡會議に於ては、外相は先づ、特に出席せしめた外務省顧問

齋藤良衛をして米側対案に対する意見を開陳せしめた。齋藤顧問の主
なる意見は次の通りである。

一、今世界は現状維持と現状打破、民主主義と全体主義とかまんじ巴
となつて戦つてゐる。ハルの対案は現状維持であり、民主主義で
ある。米國が英國及び支那と協議してやつたことは申す迄もある
まい。かくして現状維持國は一致して日本壓迫に乗り出すものと
思う。

日支間の交渉に就ても。米國の考へてゐることは、事変前の形に
かへして交渉させようとするにある。この案の中で「支那政府」
と云う文句を使つてゐるが、くせものである。これは日支基本條
約を取り消せと云うのと同じだと思ふ。この「支那政府」と云う

言葉は、克く玩味して検討するを要する。

二、満洲は支那に復歸すべきものであると考えている。本案は、要するに日滿華共同宣言を白紙にもとじて日支交渉せよと云うのである。

三、治安駐兵を認めていない。無条件撤兵を目標としている。

治安駐兵は、日本の国策として最も重大なる要求である。無条件撤兵すれば、事実問題として支那は共産黨と國民黨、重慶政府と南京政府とが争斗して非常に紊亂して来る。かくなれば英米が介入することになる。

四、防空駐兵を非認している。

日本は、今日迄の支那との条約を生かして行こうとしているが、

米國はこれを削つてかかるうと考えている。防共駐兵を米國が認めていないことは、ハルのステートメントの中にあらわれている。

五 日本は日支の緊密な提携を企図しているのに対し、米國は支那に於ける無差別待遇を主張している。

これでは東亞新秩序の建設の如きは不可能である。英米は今日迄援蔣行爲を続け、支那に於て将来有利なる地位を確立しようと考えている。全面和平の時今日の特權を基礎とし、全支に直り、全世界金の八割を保有する米國の「弗」の力が衰ることとなる。

六 日支和平交渉解決の根本を日米兩國間で決めて、その範囲内で日支直接交渉をさせようと考えている。

即ち東亞の指導權を米國に譲ることになり、日本の自主的國策の

0461

遂行を妨害する。

七、歐洲戦争に対する日米兩國の態度に就ては、大いに違ふ。

要するに米國は参戦するが、日本は黙つていろとしか見えなぬ。

米國は日葡協定に就ては非常に廣い解釋をしている。而して日本に對しては、三国条約より脱退せよと云はぬばかりのことを述べている。こんな考えは当然否定せねばならぬ。

八、日米間の貿易に就ては、事變前の額に釘づけしようとしている。

普通の商取引と云うことに替いてあるが、将来鋼材、屑鉄等の重要物資に就ては貿易額を増加しなければならぬものを、事變前と同じと云うことは、日本の貿易發展を合法的に阻止することになる。即ち日本の将来の經濟發展を妨害し、米國自体としては東洋

の市場を自由に占めることになる。

四三四

丸南西太平洋の南面と云う字を削っている、これは北太平洋に重大な関心を払っていることを実證している。

次で外相は、齋藤顧問の報告と大体同意見であるが、若干の考えを申し述べるとして、次の如きことを述べた。

ハルのステートメントは亂暴千万で、日本が対等を外交を行うようになつてから未だ嘗てないことである。野村は自分と親しい間柄であるが、こんな無礼千万なるステートメントを取りつぐが如きは、これ亦不届千万である。内閣改造の如きことを、世界的に難大なる日本に知し要求したのを黙つて聞いていゝとは、実に驚き入つた次第である。そこで早速目分から、君はあんなステートメントは取り

0463

つくべきではなかつたと思うが、何か錯覚はなかつたか、当時の状況知らせよ、と云うてやつた次であるが、何の返事もない。

三国同盟の抹殺は到底出来ない。

米国の案を容れることは、大東亜新秩序建設をゆすることであり、事極めて重大である。

不愉快なのは、国民中にも日清日露談判のとき、米國を始め才三国の世話になつたことを例にして、三十年後の日本の地位を忘れ、東亞の新秩序を建設せんとして四年間も戦い抜いて来た今日この際、尙且才三国の世話により講和をした方が、よいと考えているものがあることである。俗に云へば、支那事変を持って余して、自分の理想を忘れ、花より団子と云う考えを抱くものが、相当あるのが不愉快

である。

四三六

米國はアイスランドを占領した。当然参戦も同様であるに拘らず、目を掩うて参戦にあらざと言っている。

貿易でも、事変前の形にもとせば、日本の経済的發展を望めないことは眼に見える。要するに米國は日本の東亞の指導權を抹殺しようと考えている。

以上のような次才であるから、自分はハル案を受け入れることは出来ない。なんとかして詰合をつけ度いと思ふが到底成功の見込はない。

元來米國は日本案を四十日も放置した。こんどの案が来たのは六月二十二日だから、また二週間にならぬのに、野村は四、五度も催

0465

促して来る。交渉をこのままずる／＼延ばしてもよいが、先方の旨分を受け容れることは絶対に出来ぬ。

尚ハルのステートメントに「大使及同僚等の努力に拘らず」とあつたから、同僚等とは誰か、国家の外交機密は外務大臣から大使へ、大使からハル駐米長官へと話さるべきに拘らず、多人数が關係しているか如きは不届たと野村に詰問してやつた。

以上を以て十日の会議は終り、十二日更に討論が続行せられた。その概要は次の通りである。

外相 前回云うたことで盡きているか、更に附言すれば、ハルのステートメントは、諛んだ時に實際は直に返すべきものである。

実に言語同断である。十日間考えたが、あの様なステートメ

ントは、米國が恰も日本を保護國乃至は屬領と同一視しあるもので、日本がこれを甘んぜざる限り受理すべきものではない。拒否の理由は明瞭である。我が輩が外相たる限り受理出来ぬ。ステートメント以外は考えることは出来るが、ステートメントの受理は出来ぬ。

米人は弱者には横暴の性質である。このステートメントは日本を弱國屬國扱いにしている。日本人の中には、我輩に反対し、総理迄も我輩に反対なりなど云う者がある。このようなことで、米國は日本が疲れ切つていると考えて居るから、かくの如きステートメントをよこすのである。

我輩はステートメントを拒否することと、対米交渉はこれ以

0467

上繼續出来ぬことを茲に提議する。

尙昨日状況説明の爲若杉を返せと云うてやつたところ、野村は自ら歸る今は居つても何も出来ぬから歸ると云うて来たが、今野村が歸つて来ては適當でないので、辛抱してもらうことにした。

暫く沈黙が続いた。そこで参謀総長が発言した。

参謀
総長

外相の意見には自分も向感である。然し軍部としては、南方には近く佛印の進駐もあり、北方には関東軍の戦備増強と云う重大なる事態を直後に控へている。この際米國に断絶の様な措置を取るのには適當ではない。交渉の余地を残すのが適當である。

外相

日本が如何なる態度を取つても、米国の態度は変らぬと思ふ。
米国民の性格より、弱く出るとつけあがる。故にこの際強く
出るのが宜しいと思ふ。

四四〇

内相

この際日本は何んとしても米を参戦せしめぬことが大事なのである。本来なれば、日米共同して今日の戦争を打切ることが宜しいと思ふ。然るにこの儘どん／＼進んで行けば、五十年百年も戦争は続くかも知れぬ。外相の常に云う日本の大精神八紘一字から云うなれば、戦争はせぬが宜しい。

日本は全体主義にもあらず、自由主義にもあらず。理想から云へば、戦争を世界から除くことが皇道主義であると思ふ。米国には分らぬかも知れぬが。戦争をやめることが日本の眞

0469

に取るべき事であつて、米國をしてそのように仕向けることが日本の取るべき態度ではないか。この精神の下に米國を説いては如何。外相の云う如く米國の参戦が必ず然りと云うことであるならば、私の云うことは絶望であるが、外相は、ルーズベルトがひつばるから國民がついて行くと云うが、米人中には戦争反対のものもいる。

外相の云うようにステートメントに反響を加へることは宜しいが、交渉に就ては、望み薄かも知れぬが右のような考えの下に努力してもらい度い。

外交は外相の責任なること申す迄もなきこと乍ら、これを一筋にする必要がある。これをこの儘に投げうては、腹背皆敵

となり、物資は欠乏し、大戦争の遂行は出来ぬであろう。ソ連を打たねばならぬが、現今の時勢では難しい。他日はやらねばならぬ。南方もやらねばならぬが一時にこれをやるわけには行かぬ。日本の現在の状態では、物を取り国力をつけねばならぬ。国際信義を守るとは固よりなるも、日本の生存上よりすれば、已むを得ないことも考えられる。

陛下の赤子として、輔弼の爲には宸襟を安んじ奉る必要がある。今の人が悪いならば、之を代へても参戦を止めさせるより努力しても宜しいではないか。

外相 全部内相に同感である。若干附首すれば、諸般の情勢上米國大統領は引きつって参戦に持つて行かうとしている。只それ

に米国人がついて行かぬかも知れぬと云う一縷の望みがある。然し大統領は非常に無理と思うことも、何とか漕ぎつけている。三選もとう／＼やつた。ルーズベルトは非常にデマゴイである。恐らく米国の参戦を止めさせることは出来ぬだろう。日本は三國同盟を一貫して進んで来ている。

然し最後迄努力を続けませう。日米の提携は、我輩若い時からの持論である。絶望とは思うが、最後迄努力しませう。

陸相

望みがなくとも最後迄やり度い。難しい事は知っているが、大東亞共榮圏建設及び支那事変処理、これが出来なければならぬ。

三國同盟の關係からも、米国の参戦の表看板を表に掲げさせ

ぬことだけでも出来ぬだろうか。

勿論ステートメントは、国体の尊嚴に關する事故、外相の考
え通り拒否するは已むを得ぬと思う。然し乍ら日本人として
正しいと思う事を眞に先方に傳へれば、精神的に氣持が移る
のではないか。

海相

海軍の情報によれば、ハル長官等は太平洋の戦争には持つて
行くまいと云う考があるらしい。そこに本施策をやる余地が
ありわせぬか。

外相

何か余地がありますか、どう云う余地がありますか、何を入
れますか。南に兵力を使用せぬと云うならば聞くだろうか、
外の事で何かあるか。

0473

外の事で何かあるか。

海相 太平洋の保全、支那の門戸開放等に入れることがありはせぬか。

外相 今度の米案は、オ一案より改悪であるから、これを引きもどすことは困難である。日本組みし易しと思うから、このような手紙をよこしたのである。原案を堅持して交渉を続けるならば、破つて破つて破りのめされてから始めて止めるようになるだろう。

かくして、会談は、ステートメントはこれを拒否するが、交渉は概ね最初の日本案の線によつて進行することに決した。これが爲文句の修正を多少でもなし得るならば修正をして回答することとなり、富田

内閣書記官長、陸海軍軍務局長、寺崎亞米利加局長等がこれに当り、その結果七月十五日、日本側の方二次修正提案がなされたのである。

七月十二日の連絡会議に於て、近衛首相は全く一言も発言しなかつた。然し今や松岡外相と他の閣僚或中近衛首相との意見の対立は、深刻なるものがあり、対米交渉の促進か至難なることは明かであつた。

近衛首相は、七月十五日陸海兩相と協議し、松岡外相のみの更迭は適当ならずして、総辭職することに決め、翌十六日夜方二次近衛内閣は総辭職を行つた。大命は近衛公に再降下し、七月十八日方三次近衛内閣が成立した。

新内閣の外相は、前商工大臣海軍大將豊田貞次郎であり、三名を除く大部の閣僚が前閣僚で占められていた。云う迄もなく内閣の更迭は、専ら対米交渉の促進を図らんとする意図に出たものであつた。

0475

然るに野村大使は、この政変を理由として、前記の七月十五日附我方二次対案を、米側に提示することを差控へ、そのうちに米国の対日資産凍結に直面してしまつたのである。

南部佛印進駐の準備と関帝演の中途に於ける突然の政変は、陸海軍統帥部に対し、少からず不安を興へた。しかも豊田新外相の登場は、一見して新内閣が三國樞軸離脱の方向に傾くのではないかを思はせた。

軍令部の幕僚の中にも豊田外相の就任に反対の意向を持つ者もいた。そこで、七月二十一日新政府と大本營との最初の連絡会議が、初顔合せの意味合で行はれた際、陸海軍統帥部長は政府に対し、次の如き要望を開示した。

内外の情勢緊迫し帝國の諸施策進行途上に於て内閣の更迭を見たる

は其の影響極めて重大なりと認めあり然れども新内閣が速かに成立したることは遂に欣快とするところにして大本營陸、海軍部は新内閣に対し強力且誠意ある推進援助を惜しまざるものなり

既に政府の聲明其の他に依り政府の庶幾する所を明かにせられありと雖も此の機会に於て統帥部として若干の要望を述べんとす。

一 現下、帝田の採るべき国策の根幹に關しては七月二日御前會議決定の「情勢の推移に伴う帝國国策要綱」に明かなる所にして右に基く内外に對する諸施策は速かに之を完遂するを要す等に目下進行中の對佛印軍事措置に關しては統帥部として既定通り適確に（内容及期日共に）之を実行するを要するに行政府の諸施策も緊密に之に同

調せしめらるべき

0477

三、現下の緊急事態に対応すべく既に発足進行中の対南方及北方戦備に關しては之が遅滞遅延を許さず

右に關し政府は固より既定方針を恪守せらるること確信するも此の際重ねて之が強力確実なる実行を要望致し度

三、日米国交調整に關しては飽く迄既定の方針を堅持し特に三國樞軸精神に背馳せざる如く其の施策に遺憾なきを期せられ度

三、日本の苦悶

南部佛印進駐は、大本營及び政府の予期に反し、米英蘭の対日資産凍結へと発展した。野村大使は七月二十三日、米國か、日本軍の南部佛印進駐を、シンガポール及び蘭印に進出するを一步なりと認めてい
る旨を報じたが、既に述べた如く、当時日本はかかる意図を全く持つ

ていなかつたのである。

資産凍結は、実質的には全面的經濟断文であつたのである。爾来日本と円ブロック以外の地域との貿易は、全く杜絶し、日本は国防上死活の重大事象に直面するに至つた。

近代國家の存立上絶対不可欠とする液体燃料入手の方途は完全に失はれた。軍備充實と爾他の生産力擴充を犠牲にして、人造石油の勘期的増産に邁進しても、到底需要を充足し得ないことが明かにされた。北樺太の石油開發、又はイラン及びペルト等からの石油入手も、考へられたが、何れも藁をもつかむの類であつた。

この儘推移したならば、日本海軍は約二箇年を出でずして、全く機能喪失し、液体燃料を基礎とする重要産業も、一箇年後には琳瑯状

態となり、所謂デリ貧は必要の情勢と見られた。経済断交は日本に取つては、正に武力行使にもまさる痛苦であつたのである。

かかる液体燃料に就ての致命的な重壓に加へるに、東亞に於ける所謂 A B C D の対日包囲態勢は益々強化せられ、且米国の軍備就中航空軍備の増強に伴い、日米軍備の懸隔は加速度的に増大するものと見られた。ノックス米海軍長官は、六月三十日ポストンに於て「今こそ米海軍を用うべきの秋」なる旨演説し、次で七月二十三日、「米海軍は米国の極東政策遂行上必要な措置を敢行し得る」と言明した。七月二十六日には、極東米陸軍司令部が比島に創設せられ、マツクアーサー將軍の麾下に置かれ、八月五日マレー政庁は、英増援部隊のシンガポール到着を發表した。八月二十六日ルーズベルト大統領は、マグルー

ター准将を团长とする軍事使節を重慶に派遣することを言明した。

四五二

以上の如き国防上の重大危局に直面し、大本營陸海軍部は、これが打開の方策に就て、肝膽をくだきつつあつた。当時一日の待機は約一万二千屯の油を消費していたのである。

政府は取り敢えず事態の平静化を図る爲、八月五日米国に対し、左記要旨の如き佛印を中心とする局地的解決案を提案し、これが合意に達したならば、従来の日米諒解案に適宜これを織込むべき旨を申入れた。これは、七月二十四日野村大使がルースベルト大統領と会談した際、大統領が即興的に述べた佛印中立化の提案を手懸りとしたものである。

一、日本は南西太平洋地域に於て佛印以外の地域に進駐せず又佛印に

0481

於ける日本軍隊は支那事変解決せば直に之を撤退する。

二 日本は比島の中立を保障する。

三 日本は米国の必要とする天然資源の生産及獲得に協力する。

四 米国は日本の脅威となるべき南西太平洋地域に於ける軍事的措置を中止する。又英蘭兩國に於し同様の措置を勧告する。

五 米国は南西太平洋殊に蘭印に於ける日本の必要とする天然資源の生産及獲得並に日蘭間懸案の解決に協力する。

六 米国は日米間の正常なる通商關係恢復の爲必要なる措置を速かに講ずる。

七 米国は支那事変解決の目的を以て日本と蔣政権との直接商談開始の橋渡を行う。

次で政府は八月七日、近衛首相の発意による日米兩國政府首腦の直接会談を提議した。

然るに米国は、佛印を中心とする局地的解決案に対しては、さしたる興味を示さず、日米首腦会談に就ては、ハル國務長官は極めて冷淡であつたか、ルーズベルト大統領は、一見乗り氣のようでもあつた。

当時ルーズベルト大統領は、英國首相チャーチルと大西洋上で会談し、八月十五日所謂大西洋憲章を宣言して歸還した直後であつた。

そこで八月二十六日近衛首相は、ルーズベルト大統領宛次の如きメッセージを発し、日米首腦会談の急速実現を提案した。

現下世界動亂に当り國際平和の鍵を握る最後の二因即ち日米兩國が北の盤最悪の關係に進むことは夫れ目体極めて不幸なることたるの

0483

みならず世界文明の没落を意味するものなり我方が太平洋の平和維持を願念するは単に日米国交改善の爲のみならず之を契機として世界平和の招来に資せんとするに外ならず

惟うに日米兩國間の關係が今日の如く悪化したる原因は主として兩國政府間に意思の疎通を欠き相互に疑惑誤解を重ねたるとか三國の謀略策動に由るものと考へらる先づ斯る原因を除去するに非ずれば兩國国交の調整は到底期し難し是れ本大臣が直接貴大統領と会見して卒直に双方の見解を披瀝せんとする所以なり

而して七月中断じたる予備的非公式商談は其の精神及内容概ね妥當なるも今移引続き商談を進め然る勢兩國首脳者間に於て之を確認せんとする從來考へられたるが如き遺り口は氣散なる進展をなしつつあ

り或は不測の事態を惹起するの虞なしとせざる現在の時局に適合せ
 ず先づ両首腦者直接会見して必ずしも従来の事務的商談に拘泥する
 ことなく大所高所より日米兩國間に存在する太平洋全般に亘る重要
 問題を討議し時局救済の可能性ありや否やを検討することが喫緊の
 重要事項として細目の如きは首腦者会談後必要に応じ事務当局に交渉
 をしめて可なり

本大臣が今次提議をなせる趣旨爰に存す貴大統領に於ても充分此の
 點を諒解せられ「レシプロケイト」せられんことを切望す

彼上の次才なるを以て当方は会見の期一日も遠かなることを希望し
 会見の場所としては諸般の考慮上布哇附近を適當と思考する次才な
 り

0485

右近衛メツセージに対しては、野村大使とルーズベルト大統領及びハル國務長官との間に、会談の期日及び場所等に関し、具体的な応酬が行はれ、一見その実現の有望を思はしめたが、九月三日に至り、ルーズベルト大統領は近衛首相宛メツセージを送り、重要なる原則的問題に就て合意に到達した上でなければ会談に応じ難い旨を回答して来た。この際米国は同時に覺書を提示して、例の「四原則」を指摘し、会談の前提条件として、これに就ての意見の一致を要請したのである。

戦後米國務省の公刊した文書によれば、前記ルーズベルトとチャーチルとの洋上会談に於てルーズベルト大統領はチャーチル英首相に対し交渉によつて日本をあやなしておく云う態度を表明して居り、又米国が日米首脳、会談を拒否した理由の一は近衛首相が支那事変開始

四三八
の際に於ける日本政府の総理であり、且中国との和平問題に就て、日本政府が恣らく固執するであろうところの近衛原則を、宣明したその人であるからと云うことであつた。

かくして、日米兩國首腦の大局的詰合によつて、時局を收拾することも望み薄くなつた。当時陸海軍に於ては、右首腦会談の随員を内定し、所要の準備を進めていたのである。陸軍からの随員は、教育總監土肥原賢二中将、武藤軍務局長及び有末オ二十班長等であつた。

一方これより先、政府は英國に對しても、局面打開の爲の交渉を進めつつあつた。即ち八月十一日豊田外相とクレイギー英大使との会談の際、クレイギー大使が乘問題に言及したのを手懸りとして、八月十五日の連絡会談決定に基き乘の中立尊重を中心とする次の如き条件に

0487

これより先、大本營陸軍部は、本情勢の如き米國に対する重大決意を伴う國策の決定は、海軍の主導すべきものと考え、海軍側の態度決定を見る迄は、陸軍の意見を開示することを特に差し控へていた。尤も陸軍は卒直に云えば、徒らに苦惱を重ねるばかりで自信の持てる策案を樹て得なかつた。既に明かな如く、従来に於ける決定國策の原案の起草は、多くの場合陸軍側によつてなされてきたが、今回は趣きを異にしていたのである。

八月十六日陸海軍局部長會議、兩軍務局長及び作戰部長等出席が開かれ、席上海軍側は始めて「帝國國策遂行方針」なるものを提示した。その骨子は、十月下旬を目途に戦争準備と外交とを併進せしめ、十月中旬に至るも外交妥結せざる場合には實力を發動すると云うので

ある。これは、海軍としては正しく劃期的なる重大決意の表明であつた。尤も既に述べた如く、米英蘭の禁輸により日本の目存が脅威せられ、これが打開の方策なき場合武力を行使することは、春以来陸海軍に底流する基本的態度であるのであつた。爾後この海軍案を基礎として、陸海軍間の討議折衝が行はれた。

右海軍案は果せる哉、戦争決意を保留した儘、戦争準備を実施することを考えてあつて、陸軍は戦争決意なくして本格的戦争準備を実施するとに難色を示した。決意なくして準備を進めんとする海軍と、決意なければ準備を進め難しとする陸軍とが、ここでも意見の対立を生じた。現に海軍は、既に著々本格的な戦争準備を実施中であつて、八月十五日大本營海軍部は次の如きことを陸軍側に通報し、大本營陸軍部を驚

かせた。

一、十月十五日迄に對英米戦備を完結する。

二、八月及び九月更に各三〇万屯の船舶を徴備する。

三、九月二十日陸海軍作戦協定を実施する。

四、九月上旬支那より陸戦隊三大隊を抽出する。

五、九月中旬より更に五〇万屯の船舶を徴備する予定。

陸軍に於ては、かかる準備は戦争決意なくしては実施すべきではなく、又実施し得ないと考えていた。

抑、海軍の準備の主体は基地に於ける単なる兵力量の充実にあり、従つて一度整へた戦備を撤収することは比較的容易で、海軍はそれを容易に考える傾向があつた。陸軍の準備は、動員した兵力を予想戦場

近くに集中し、これを展開することを必要とした。

四六二

又従来の例に徴し、海軍が外交不調の場合の最後の関頭に於て、開戦の決意をなすことなく引退ることは、あり得ることであつた。陸軍は多分にそれを虞れていた。かくして陸軍は、この際対米英戦争を決意し、その決意の下に戦争準備と外交とを併進せしめ、外交不調の場合に於ては開戦を決意すると云う意見であつた。

八月二十七日及び二十八日の兩日、陸海軍局部長等は合同して、これを討議した。果して陸海軍軍務局長は、戦争決意に絶対不同意を表し、しかも外交不調の場合に於ても、尙歐洲情勢等を勘案して開戦を決すると云うのである。海軍首脳部に果して対米一戦の決意あるや否や多分に疑問があつた。そこで陸軍は「戦争を決意し」を「戦争の決

0491

意の下」と修文を申入れたが、陸軍務局長はこれをも受けつけず、翌二十九日に至り「戦争を辭せざる決意の下」なら宜しいと云うことになつた。

次で開戦の場合その期日に就ては、後述する如く陸海軍統帥部間に於て主として作戦上の要求に基き十一月初頭でなければならぬと意見の一致を見ていた。然るに十一月初頭の開戦を目途として戦争準備を完備する爲には、南部佛印に航空大部隊を進駐せしめ、且南支那海に大輸送船団を集結することが必要であつた。陸軍はこれらの措置は、開戦決意後に実施せらるべきものであり、開戦の決意確定前の準備は外交交渉を阻害せざる限度に止むべきものと考へた。即ち陸軍は、武力発動前適宜の時機に開戦の決意を確定し、爾後本格的作戦準備に移

行すべきを主張し、その時機は十月上旬と云うことに陸海軍間の意見が一致した。

かくして九月二日、大本營陸海軍部間の意見が完全に一致し、外交交渉の条件に就ては、従来の日米了解案の趣旨を尊重する立前で、外務省との折衝が行はれ、翌三日の連絡会議に附録せられた。

会議は午前十一時より午後六時に亘り、田邊治通内相も会議に出席した。獨ソ開戦に伴う新国策が、屢次の連絡会議に於て、充分なる討議を盡した後決定せられたのに反し、この國家の存亡をも決すべき重重大國策は、僅かに一日の連絡会議により概ね原案通り決定せられた。それは次の通りである。

帝國國策遂行要領

帝國は現下の急迫せる情勢特に米、英、蘭等各國の執れる対日攻勢
ソ連の情勢及帝國国力の弾撻性等に鑑み「情勢の推移に伴う帝國國
策要綱」中南方に對する施策を左記に掲り遂行す

一、帝國は自存目標を全うする爲對米（英蘭）戦争を辭せざる決意の
下に概ね十月下旬を目途とし戦争準備を完整す

二、帝國は右に並行して米、英に對し外交の手段を盡して帝國の要求
貫徹に努む

對米（英）交渉に於て帝國の達成すべき最少限度の要求事項並に
之に關連し帝國の約諾し得る限度は別紙の如し

三、前号外交交渉に依り十月上旬に至るも尙我要求を貫徹し得る目
途なき場合に於ては直ちに對米（英蘭）開戦を決意す

對南方以外の施策は既定國策に基き之を行ひ特に米ソの対日連合戦
線を結成せしめざるに勉む

別紙

対米（英）交渉に於て帝国の達成すべき最少限度の要求事項並に之に關連し帝国の約諾し得る限度

カ一 対米（英）交渉に於て帝国の達成すべき最少限度の要求事項

一、米英は帝国の支那事変処理に容喙し又は之を妨害せざること

(1) 帝国の日支基本条約及日滿支三國共同宣言に準據し事變を解決せんとする企圖を妨害せざること

(2) 「ビルマ」公路を閉鎖し且蔣政権に対し軍事的、政治的並に經濟的援助をなさざること

註 右はN工作に於ける支那事変処理に關する帝国従來の主張を妨ぐるものにあらず而して特に日支間新取極に依る帝国軍隊の駐屯に關しては之を固守するものとす、但し事變解決に伴い支那事変遂行の爲支那に派遣せる右以外の軍隊は原則として撤退するの用意あることを確言すること支障なし

支那に於ける米英の經濟活動は公正なる基礎に於て行はるる限り制限せらるるものにあらざる旨確言すること支障なし

三、米英は極東に於て帝国の国防を脅威するが如き行爲に出でざること

(イ) 泰、蘭印、支那及極東「ソ」領内に軍事的目的を設定せざること

(ロ) 極東に於ける兵備を現状以上に増強せざること

註 日佛間の約定に基く日佛印間特殊關係の解消を要求せらるる場合は之を容認せざること

三、米英は帝国の所要物資獲得に協力すること

(イ) 帝国との通商を恢復し且南西太平洋に於ける兩國領土より帝国の目存上緊要なる物資を帝国に供給すること

(ロ) 帝国と泰及蘭印との間の經濟提携に付友好的に協力すること

オ二、帝国の承諾し得る限度

オ一に示す帝国の要求が承諾せらるるに於ては

一、帝国は佛印を基地として支那を除く其の領土に武力進出をな

さざること

註 ソ連に対する帝国の態度に關し留疑し来る場合ソ連に於て日ソ中立条約を遵守し且日滿に對し脅威を興うる等同条約の精神に反するが如き行動無き限り我より進んで武力行動に出づることなま旨應酬す

三帝国は公正なる極東平和確立後佛領印度支那より撤兵する用意あること

三帝国は比島の中立を保障する用意あること

附 日米の對歐洲戦争態度は防護と自衛の觀念に依り律せらるべく又米の歐洲戦参入の場合に於ける三国条約に對する日本の解釋及之に伴う行動は専ら自主的に行はるべきものなること

註 右は三国条約に基く帝国の義務を変更するものにあらず

会議の冒頭、永野軍令部総長が提案理由を述べたが、その要旨は次の通りである。

0497

日本は各般の方面に於て、鮮に物本被つてゐる。即ちヤセツツある
これに反し敵御は段々強くなつてゐる。時を経れば愈々やせて足腰
立たぬ。外交によつてやるのは、忍べる限りは忍ぶが、適當の時機
に見込をつければならぬ。到底外交の見込かないときは、早く決意
しなければならぬ、今ならば勝利のチャンスがあることを確信する
も、このチャンスは時と共になくなるのをおそれる。

戦争の見透に就ては、海軍は短期長期二様に考へる。多分長期にな
ると思ふ。従つて長期の覺悟が必要である。敵が速戦速決に來ること
とは希望するところで、その場合は我近海に於て決戦をやり。相当
の勝算があると見込んでいる。然し戦争はそれで終ると思はぬ。長
期戦となるだろう。この場合も戦勝の結果を利用して長期戦に對峙

れば有利である。これに反し、戦勝が長く長期戦となれば苦痛である。特に物資が欠乏するので、これを獲得しなれば長期戦は成立せぬ。物資を取ることと戦略要點を取ることにより、本敵の備をなすことが大切だ。

敵に王手と行く手段はない。然し王手かまいとしても、敵情勢の変化により取るべき手段はあるだろう。要するに軍としては、極度の窮境に陥らぬ時機に起つことと、開戦時機を我方で定め先制の利を占むることが必要であり、これにより勇往邁進する以外に手かたない。

会議に於て、及川海相の提議により、原案に重大な修正がなされた。即ち本文のオ三号は、原案に於ては、「十月上旬明に至るも尙我要求

を貫徹し得ざる場合に於ては直に對米（英蘭）開戦を決意す」となつていたが、海相は「十月上旬頃に至るも尙我要求を貫徹し得る目途なき場合は目存目衛の爲最後の方策を遂行す」と修文すべきを提議した。これに対しては各種意見が出て、結局不明確であるとしてしりぞけられ、そこで再び副軍務局長は「十月上旬頃に至るも尙我要求を貫徹し得る目途なき場合は直に對米（英蘭）開戦を決意し最後の方策を遂行す」と修文を提議した。然しこれも異論があり、結局原案の「我要求を貫徹し得ざる場合」を「我要求を貫徹し得る目途なき場合」と修正することに決定を見た。この修正は簡単な修文であるか、これによりこの国策は骨抜きとなり、和戦の決定問題は多分に後日の論議に譲られたのである。

近衛首相及び豊田外相は、原案に對し格別の異論を主張しなかつた。

近衛首相は、この国策の決定がもたらす情勢の発展を深く考慮する^{四七二}となく、偏に外交交渉による局面の打開に期待を寄せていたのであつた。

0501